

答申個第19号
平成26年10月9日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐伯 彰洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年11月25日付け南福護第1053号及び第1054号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

保護経過記録票の記載内容についての個人情報非訂正決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第23号及び個第24号）

1 審査会の結論

実施機関が行った，個人情報非訂正決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は，実施機関に対して，京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第25条第1項の規定により，次の2件の個人情報の訂正を請求した。

ア 平成25年8月20日付け請求（以下「本件請求1」という。）

京都市生活保護法等施行細則第3条第1項第4号に規定する保護経過記録票（以下「保護経過記録票」という。）のうち，平成21年12月11日付け最終行の記載にある「（主）「分かりました。」の削除を求める訂正請求を行った。

イ 平成25年8月20日付け請求（以下「本件請求2」という。）

保護経過記録票のうち，平成22年3月1日付けの記録のうちの3ないし7行目にある医師の発言の記録の削除を求める訂正請求を行った。

- (2) 実施機関は，2件の訂正請求に対し，個人情報の訂正を行わないとの個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い，平成25年9月3日付けで，その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

本件請求1に係る非訂正理由

訂正を求めている内容について，担当職員に確認したところ，記載内容に謝りはない旨の回答があったため。

本件請求2に係る非訂正理由

訂正を求めている内容について，担当医師に確認したところ，記載内容に謝りはない旨の回答があったため。

- (3) 異議申立人は，平成25年11月1日付けで，本件処分を不服として，行政不服審査法第6条の規定により，本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

本件公文書の非訂正決定については、答申個第11号において審議済みであることから、実施機関に理由説明書の提出を求めているが、答申個第11号に係る理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は次のとおりである。

(1) 本件公文書について

京都市生活保護法等施行細則第3条第1項第4号に規定される保護経過記録票は、福祉事務所長が、被保護者につき、書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない公文書である。各福祉事務所では、以下の目的を持って運用、作成している。

ア 保護経過記録票の主たる目的

(ア) 保護の適格性の根拠を明確にするための具体的事実を記録する。

(イ) 被保護者の自立助長への支援の経過と方針を記録する。

イ 保護経過記録票の付随した目的

(ア) 現業活動を復命する。

(イ) 記載内容に基づいて査察指導員から査察指導を受ける。

(ウ) 内外の関係機関との連携を明確にする。

なお、異議申立人は、本件公文書の写しを平成22年8月10日付けの個人情報開示請求において入手している。

(2) 実施機関の判断について

ア 本件請求1について

実施機関は、本件請求1と同一の個人情報の訂正の請求を平成24年10月4日付けで受け、保護経過記録票の当該部分を記載した担当職員に対して、平成24年11月1日付けで、以下の点を確認した。

(ア) 保護経過記録票の作成については、時間的順序に沿って記録し、特に異議申立人の発言については、言語等をできる限り直接的な表現で記載することを心がけていた。

(イ) 異議申立人は、担当職員の説明に対して、コメントを行うことはなく、「分かりました」という表現を行った。担当職員は、異議申立人が担当職員の説明を了解したと判断したが、異議申立人は、別途の京都府知事に対する審査請求においてこれを否定している。

仮に、異議申立人のこのような主張に立てば、説明内容を理解したという意味であるのか、福祉事務所の結論について承諾したという意味であるのかは、厳密には判断できないことになるが、「分かりました」と発言したのは紛れもない事実である。

(ウ) 保護経過記録票の異議申立人の発言の記載内容は、面接時に担当職員が聴取した内容をそのまま記録したものであり、誤りないものである。

イ 本件請求2について

(7) 実施機関は、本件請求2と同一の個人情報の訂正の請求を平成24年10月5日付けで受け、保護経過記録票の当該部分の発言を行った医師に対して、平成24年10月23日付けにて、保護経過記録票を提示し、記録内容について確認を求めたところ、当該医師から次のような見解を示された。

異議申立人の長男が、執拗に特定の治療方法を求めてきたため、平成22年3月1日付け記録の21行目から23行目の記録内容の発言をしたことは、不適切なものであったと言えるが、発言内容については、事実である。

(イ) 当時、当該医師から意見聴取を行った経緯は、次のとおりである。

異議申立人は、前医療機関に対しカルテの開示請求を行い、そのコピー代について医療扶助の対象とするよう、生活保護費の支給申請を行った。通常、医療機関の変更に伴う医療情報の提供については、患者から前医療機関からの紹介状の提出を得て、必要な情報は、双方の医療機関間で行われるものであり、患者に対しカルテのコピーの提出を求めることはない。

そこで、念のため実施機関から、当該医師に対して、異議申立人に対し、前医療機関のカルテのコピーの提出を求めたかどうかを問い合わせたものである。

(ウ) 当該医師の発言内容について、保護経過記録票の3行ないし7行の記載内容は、結論をまず述べ、8行目以下に当該医師が結論に対する説明を加えているものである。

ウ 本件請求1及び本件請求2における保護経過記録票の記載内容になんら誤りはなく、異議申立人は、主観的な理解による推測を以て、訂正を求めている。本件公文書は、上記4(1)で述べた実施機関の業務遂行の目的に基づき、組織として適正に作成したものである。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求1について

ア 実施機関は、「当該担当職員に確認したところ、記載内容に誤りはない旨の回答があった」と主張するが、当該担当職員の陳述書すらも提出していないのであるから主張に係る根拠自体がなく、頭書の決定処分を維持する理由がない。

イ 異議申立人はそもそも、理由説明書の主張について知らない。また、異議申立人が「わかりました」と発言した事実はない。

ウ 実施機関は、審査会に対して主張を裏付ける客観的な証拠を何一つ提示していない。

エ 異議申立人は、平成21年12月11日10時30分頃に実施機関に電話をして、申請書の控えに受付印を押して返送して頂くことを伝えていた。更に、異議申立人は申請書について平成21年12月11日中に実施機関から何も連絡がなかったため、平成21年12月11日付けで実施機関宛てに上記の電話の内容の実行を依頼する手紙を作成して翌日郵送した。

オ 異議申立人は、平成21年12月11日、上記の対応をしている中で申請書を取下げたことに何故処理していたのか驚くばかりであり、客観的にもケース記録の捏造といわざるを得ない。

カ 実施機関は、非訂正理由について、異議申立人が提出した証拠資料に対する審理をした形跡すらもなく、審理不盡、理由不備の違法が明白である。

(2) 本件請求2について

ア 実施機関は、「当該医師に確認したところ、記載内容に誤りはない旨の回答があった」と主張するが、当該医師の陳述書すらも提出していないのであるから主張に係る根拠自体がなく、頭書の決定処分を維持する理由がない。

イ 実施機関の主張は事実と異なり、平成24年10月29日付け参考人陳述書のとおり、異議申立人に係る診療情報の提供の必要性について、再度、当該医師に事実確認を行っており、当該医師の診察を受ける一つの条件として、異議申立人の診療情報が必要であることで間違いない。

ウ 実施機関は、審査会に対して主張を裏付ける客観的な証拠を何一つ提示していない。

エ 実施機関は、非訂正理由について、異議申立人が提出した証拠資料に対する審理をした形跡すらもなく、審理不盡、理由不備の違法が明白である。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件訂正請求の対象となった個人情報について

本件訂正請求の対象となった個人情報は、保護経過記録票に記載された、実施機関の職員が異議申立人から聞き取った発言（本件請求1）及び医師から聞き取った発言（本件請求2）の記録である。

(2) 異議申立人は、既に一度、本件公文書の個人情報非訂正決定に対して、平成24年11月13日付けで異議申立てを行い、当審査会は実施機関の諮問を受け、平成25年8月14日付けで個人情報非訂正決定は妥当であるとの答申（答申個第11号）を行っている。

(3) 当審査会としては、本件処分に係る異議申立人の主張を検討したが、上記答申個第11号において個人情報非訂正決定が妥当であるとした判断に変更を加える特段の理由はないと判断する。

(4) なお、当審査会は、異議申立人が口頭意見陳述を希望したためその機会を3回設けたが、いずれも直前に異議申立人から口頭意見陳述期日変更の申立書が提出され、異議申立人は出席しなかった。当審査会は、本件異議申立てについては、異議申立人の口頭による意見の聴

取を行わなくても結論に到達できるため、口頭意見陳述の必要性はないと判断した。

(5) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成25年	11月	1日	諮問（諮問個第23及び24号）
	12月	25日	異議申立人からの意見書の提出
平成26年	2月	12日	審議（平成25年度第8回会議）
	9月	8日	審議（平成26年度第4回会議）
	10月	9日	審議（平成26年度第5回会議）

※ 本件処分については、同じ公文書に係る異議申立て案件に係る答申個第11号の審議において処分の理由説明を受けていることから、京都市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第5条第2項第1号の規定に該当するため、実施機関に対し、理由説明書の提出を求めなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 佐伯 彰洋）